

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定(三)

○警備員指導教育責任者講習の実施(八九・生活安全企画)

○公安委員会告示

○土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)

○市町村営土地改良事業の施行の同意(由利地域振興局農林部)

○土地改良区の役員退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)

三九・建築住宅課 1

公告 1

告示 2

秋田県告示第三百三十九号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三五の五第一項の規定に基づき、公示する。
平成十九年六月二十六日
秋田県知事 寺田典城

財団法人日本建築センター	東京都千代田区外神田六丁目一番八号	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 (本部) 財団法人日本建築センター 東京都千代田区外神田六丁目一番八号 (大阪事務所) 財団法人日本建築センター大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号	平成十九年六月二十日	平成十九年六月十四日
財団法人秋田県建築住宅センター	秋田県秋田市中通二丁目三番八号アト リオン五階	財団法人秋田県建築住宅センター 秋田県秋田市中通二丁目三番八号アト リオン五階	平成十九年六月二十日	平成十九年六月十四日

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年六月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十九年六月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 バニヤンツリー
代表者の氏名
藤本 恵子

三 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市牛島東三丁目一番一号

四 定款に記載された目的

この法人は、市民活動に関心をもち個人または団体と共に、主体的参画と責任に基づき、開発途上国の問題解決に必要な海外協力活動や相互理解を促進する事業を行い、地域の国際化の推進及び平和な社会の創造に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四

項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十九年六月二十六日
秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十九年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 県南介護サポートかがやきネット

三 代表者の氏名

谷川 郁子

四 主たる事務所の所在地

秋田県横手市
 五 定款に記載された目的
 この法人は、県南地域内の住民に対して、介護支援や生活支援、悩み、相談等に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容
 事業の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三種町鶴川土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年六月二十六日

退任理事の住所及び氏名
 山本郡三種町外岡字羽立六十三番地 珍田 蔵

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、由利本荘市から協議があった土地改良事業（笹子上堰地区基盤整備促進事業）の施行について、平成十九年六月十九日同意したのので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年六月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年六月二十六日

- 一 阿気土地改良区 秋田県知事 寺 田 典 城
 認可年月日 平成十九年六月十九日
- 二 平鹿郡大雄村宮田土地改良区
 認可年月日 平成十九年六月十九日

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第89号
 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下

「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定に基づき、公示する。
 平成19年6月26日

秋田県公安委員長 大 瀧 宏 道

- 1 講習に係る警備業務の区分
 法第2条第1項第4号に規定する警備業務
- 2 実施期間
 平成19年7月31日（火）から8月1日（水）までの2日間
- 3 実施場所
 秋田市御所野下堤5丁目1番1号
 秋田県中央地区老人福祉総合エリア
- 4 受講定員
 30人（定員に達した場合は、申込みの受付を打ち切る。）
- 5 受講資格者
 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を保有する者
- 6 受講申込手続
 (1) 受付期間
 平成19年7月9日（月）から同月13日（金）までの午前9時から午後5時までの間
 (2) 受付場所
 県内の各警察署
 (3) 提出書類
 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書
 イ 旧資格者証の写し
 ウ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状
- 7 講習手数料
 10,000円
- 8 その他
 (1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。
 (2) 講習には、筆記用具を持参すること。
 (3) 各講習とも、講習終了後、筆記方式の修了考査を行い、講

習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
 (4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課（電話018-863-1111内線3043、3044）又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 863-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄